

議案第 2 号

成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を制定するについて

成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(成田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 成田市税賦課徴収条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第17条の4中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第51条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第64条の2中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第64条の3中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第2項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第21条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第21条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第21条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第28条を削る。

（成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、成田市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「前項に定めるものを除き、」を削り、「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中成田市税賦課徴収条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに附則第28条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中成田市税賦課徴収条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第51条の7の改正規定並びに附則第16条の3第2項、第21条の2第4項並びに第21条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限

る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中成田市税賦課徴収条例第17条の4, 第64条の2及び第64条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定
民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号
に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の成田市税賦課徴収条例第17条の4の規定は, 同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の成田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は, 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し, 1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の成田市税賦課徴収条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については, なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は, 1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し, 1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については, なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の成田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は, 令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 令和5年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き, 新条例の規定中固定資産税に関する部分は, 令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し, 令和3年度分までの固定資産税については, なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の成田市税賦課徴収条例第64条の2の規定は, 同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第

382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の成田市税賦課徴収条例第64条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 3 号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第6項、第7項、第9項及び第10項」を「附則第7項、第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項」を「附則第10項から第12項」に、「附則第12項から第14項」を「附則第13項から第15項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の

都市計画税の特例)」を付し、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の成田市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

成田市手数料条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市手数料条例の一部を改正する条例

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第10を次のように改める。

別表第10

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係
手数料

手数料の種類	区分		金額
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項及び次項において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「長期使用構造等基準」という。）に適合していると認められたものである場合	新築	
		一戸建ての住宅	1件につき 8,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 15,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 27,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 42,000円

	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 73,000円
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 119,000円
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 199,000円
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が200戸を超え	1件につき 248,000円

	300戸以下のもの	
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 272,000円
増築	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円
又は改築	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 23,000円
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 40,000円
	共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が10戸を超え	1件につき 63,000円

	25戸以下のもの	
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 109,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 179,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 299,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数	1件につき 372,000円

		が200戸を超え300戸以下のもの	
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき409,000円
申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき42,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき102,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき165,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数	1件につき326,000円

	が10戸 を超え 25戸以 下のもの	
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が25戸 を超え 50戸以 下のもの	1件につき 594,000円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が50戸 を超え 100戸 以下のも の	1件につき 1,035,000 円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が100 戸を超え 200戸 以下のも の	1件につき 1,916,000 円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が100 戸を超え 200戸 以下のも の	1件につき 2,744,000 円

	物全体の 住戸の数 が200 戸を超え 300戸 以下のも の	
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が300 戸を超え るもの	1件につき 3,360,000 円
増 築	一戸建て の住宅	1件につき 63,000円
又 は 改 築	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が5戸以 下のもの	1件につき 154,000円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が5戸を 超え10 戸以下の もの	1件につき 248,000円
	共同住宅 等であっ て、建築	1件につき 489,000円

物全体の 住戸の数 が10戸 を超え 25戸以 下のもの	
共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が25戸 を超え 50戸以 下のもの	1件につき 891,000円
共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が50戸 を超え 100戸 以下のも の	1件につき 1,552,000 円
共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が100 戸を超え 200戸 以下のも の	1件につき 2,875,000 円
共同住宅	1件につき

		等であつて、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	4,117,000円
		共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 5,040,000円
備考			
<p>1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（備考の1の規定の適用を受ける場合には、その適用後の額）に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>			
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等基準に適合していると認めら	一戸建ての住宅	1件につき 12,000円
		共同住宅等であつ	1件につき 23,000円

れたものである場合	て、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 40,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 63,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 109,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の	1件につき 179,000円

	住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 299,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 372,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 409,000円
申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評	一戸建ての住宅	1件につき 63,000円

価機関により長期使用構造等 基準に適合していると認めら れたもの以外のものである場 合	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が5戸以 下のもの	1 件 に つ き 1 5 4 , 0 0 0 円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が5戸を 超え10 戸以下の もの	1 件 に つ き 2 4 8 , 0 0 0 円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が10戸 を 超 え 2 5 戸 以 下のもの	1 件 に つ き 4 8 9 , 0 0 0 円
	共同住宅 等であっ て、建築 物全体の 住戸の数 が25戸 を 超 え 5 0 戸 以 下のもの	1 件 に つ き 8 9 1 , 0 0 0 円
	共同住宅 等であっ	1 件 に つ き 1 , 5 5 2 , 0 0 0

て、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	円
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 2,875,000 円
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 4,117,000 円
共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 5,040,000 円

	<p>備考 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>				
<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 517 1058 1671"></td> <td data-bbox="1058 517 1342 1671"> <p>1件につき 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の1の規定を適用した額）に2分の1を乗じて得た額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 1671 1342 1877"> <p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合について準用する。</p> </td> </tr> </table>		<p>1件につき 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の1の規定を適用した額）に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合について準用する。</p>	
	<p>1件につき 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の1の規定を適用した額）に2分の1を乗じて得た額</p>				
<p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合について準用する。</p>					
<p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 1877 1058 2029"></td> <td data-bbox="1058 1877 1342 2029"> <p>1件につき 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項</p> </td> </tr> </table>		<p>1件につき 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項</p>		
	<p>1件につき 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項</p>				

		<p>の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項の備考の規定を適用した額）に2分の1を乗じて得た額</p>
譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		1 件 につき 1, 7 0 0 円
地位の承継の承認申請手数料		1 件 につき 1, 7 0 0 円
容積率の特例許可申請手数料		1 件 につき 1 6 0, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 5 号

成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正するについて

成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和 56 年条例第 34 号）の
一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和56年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「より」を「起因するものとして」に、「が発生した」を「の届出があった」に改め、「の発生事例」を削る。

第2条第1項中「9人」を「8人」に改め、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「千葉県感染症予防調査会委員のうち千葉県知事の指定する専門医師」を「予防接種に関し専門的知識を有する者」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 6 号

成田市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定するについて

成田市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の2第1項の規定により、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により公表された準則又は成田市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例（平成24年条例第61号。以下「市準則条例」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び国家戦略特別区域法の例による。

(適用範囲)

第3条 この条例は、本市が国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域として区域計画に定められた区域（以下「特例区域」という。）に適用する。ただし、市準則条例に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合を満たす特定工場については、この限りでない。

(緑地及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合)

第4条 特例区域における緑地面積率及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ100分の1以上とする。

2 前項の緑地面積率を算定する場合において、緑地と工場立地法施行規則

(昭和49年 大蔵省、厚生省、農林省、
通商産業省、運輸省 令第1号) 第4条に規定する緑

地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複して存する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合の特例)

第5条 特定工場の敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域内に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、特例区域の敷地割合が2分の1以上のときは前条の規定を当該敷地の全部について適用し、特例区域の敷地割合が2分の1未満のときは同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

(環境保全策の実施)

第6条 特定工場の新設等をしようとする者は、市長が別に定める地球環境の保全に関する協定を締結し、地球環境の保全に係る活動を継続して実施しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に現に設置され、又は設置のための工事が行われている工場等で、特例区域に存するもの（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第4条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する算式により行うものとする。

3 既存工場等についての第5条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「附則別表」と、「同条」とあるのは「同表」と読み替えるものとする。

附則別表

1 既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省農林水産省、告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲

げる1の業種に属する場合

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
$G \geq (P / r) (0.01 - (G_0 / S))$ ただし、 $(P / r) (0.01 - (G_0 / S)) > 0.01S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.01S - G_1$ とし、 $0.01S - G_1 \leq 0$ のときは、 $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P / r) (0.01 - (E_0 / S))$ ただし、 $(P / r) (0.01 - (E_0 / S)) > 0.01S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.01S - E_1$ とし、 $0.01S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

2 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$G \geq \left(\sum_{j=1}^n (P_j / r_j) \right) (0.01 - (G_0 / S))$ <p>ただし、$\left(\sum_{j=1}^n (P_j / r_j) \right) (0.01 - (G_0 / S)) > 0.01S - G_1 > 0$のときは、$G \geq 0.01S - G_1$とし、$0.01S - G_1 \leq 0$のときは、$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \left(\sum_{j=1}^n (P_j / r_j) \right) (0.01 - (E_0 / S))$ <p>ただし、$\left(\sum_{j=1}^n (P_j / r_j) \right) (0.01 - (E_0 / S)) > 0.01S - E_1 > 0$のときは、$E \geq 0.01S - E_1$とし、$0.01S - E_1 \leq 0$のときは、$E \geq 0$とする。</p>
--	--

備考 この表の算式における記号は、次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

r 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について
の同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

r_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

議案第7号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を改正する条例を
次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第7号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第64条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第64条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33

項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の成田市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



議案第8号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を改正する条例を
次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第 8 号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日専決

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16項中「附則第7項」を「附則第6項，第7項」に改める。

附則第17項中「第15項から第19項まで，第21項，第22項，第26項，第29項，第33項から第35項まで，第37項から第39項まで，第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで，第20項，第21項，第25項，第28項，第32項から第36項まで，第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の成田市都市計画税条例の規定は，令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和3年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

議案第9号

成田国際文化会館空調設備及び大ホール特定天井落下防止対策等改修工
事（建築工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

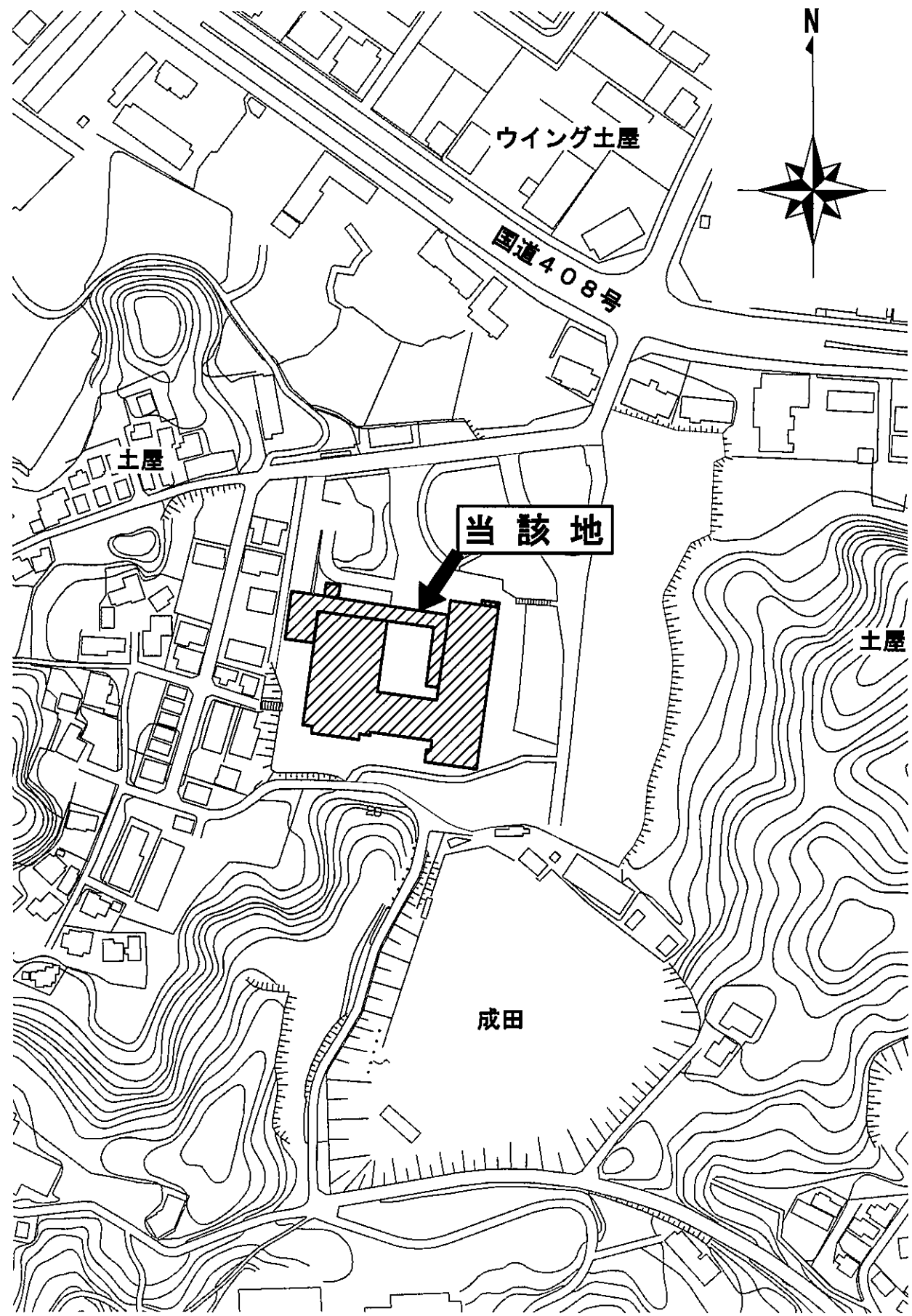
令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

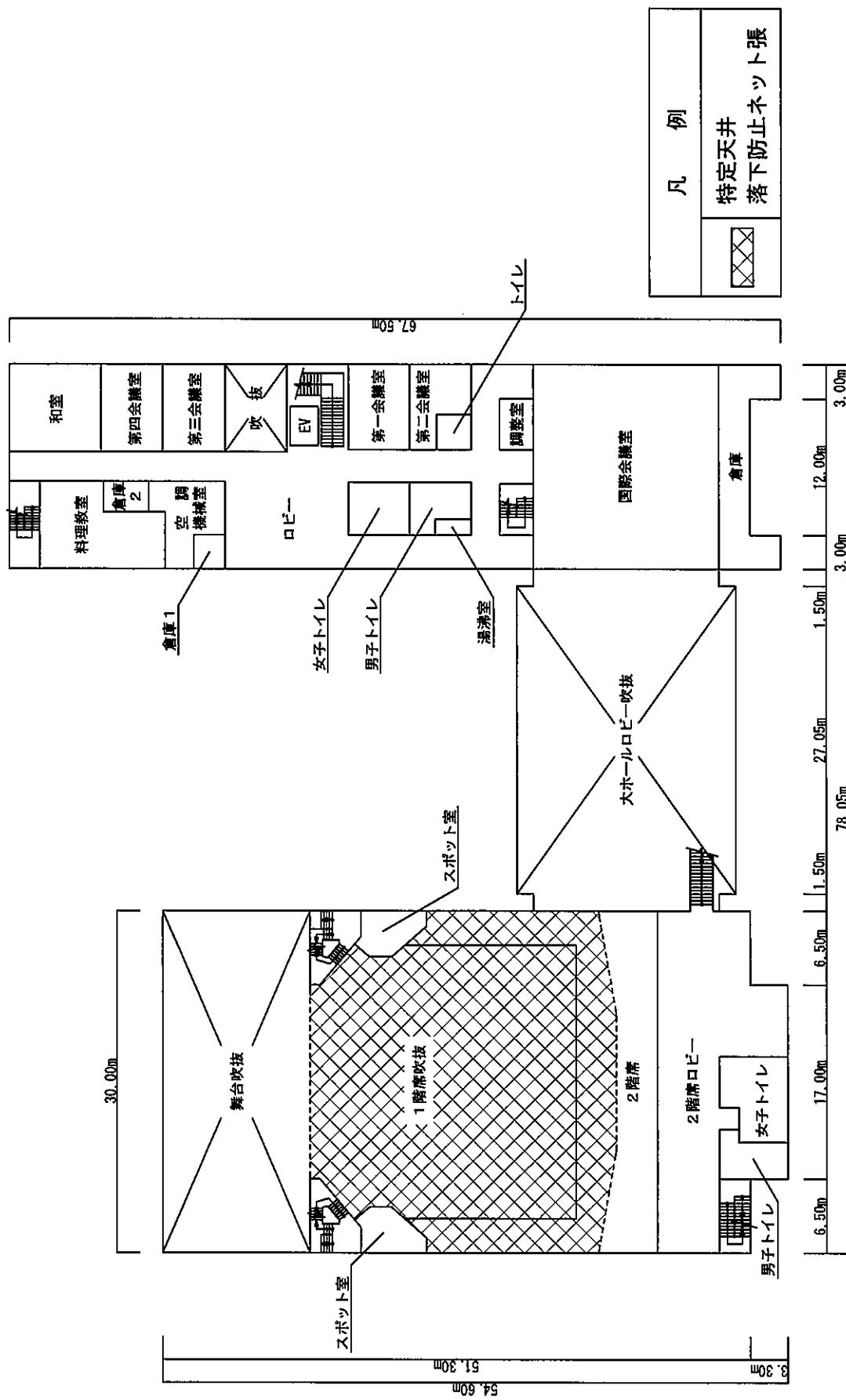
記

- 1 契約の目的 成田国際文化会館空調設備及び大ホール特定天井落下防
止対策等改修工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 140,668,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63
株式会社大松建設
代表取締役 吉 川 洋 己

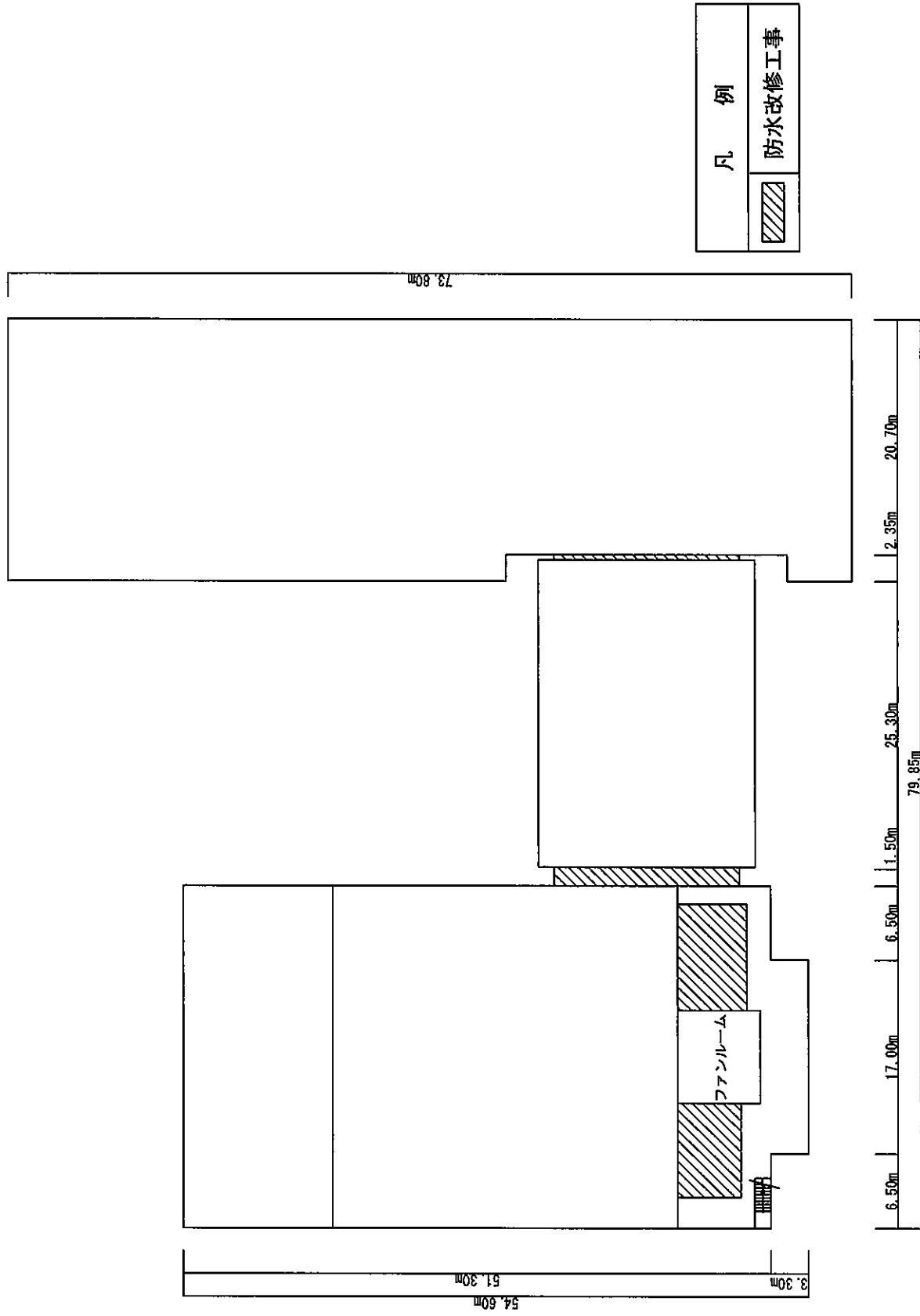
位置図



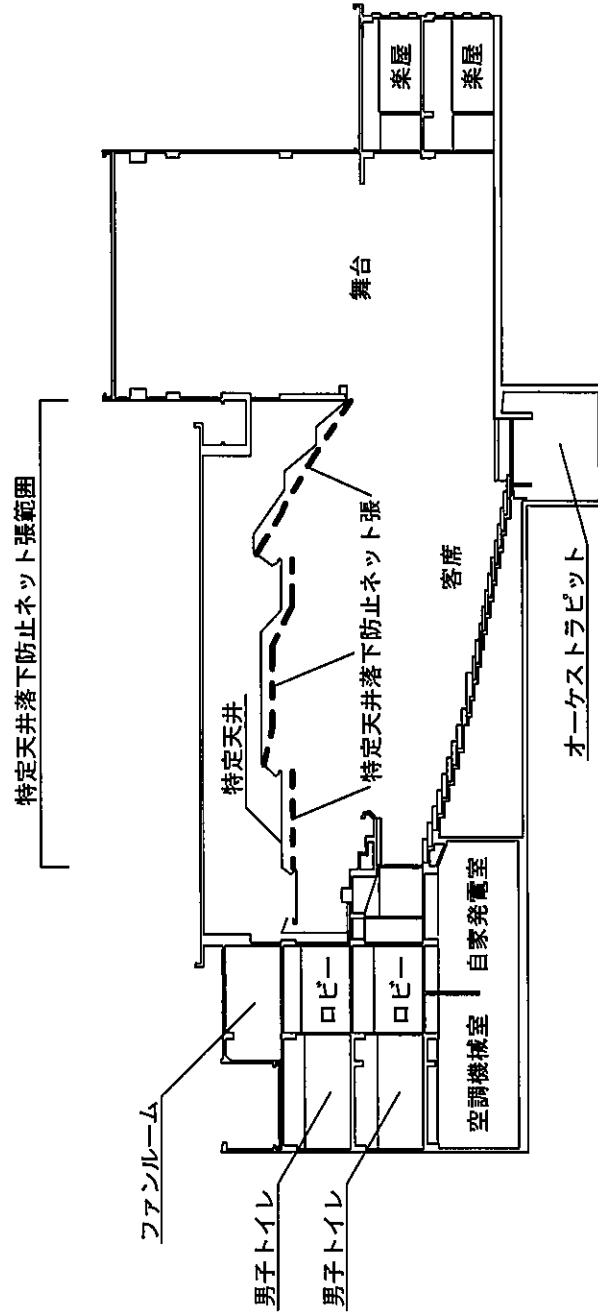
平面図(2階)



平面図(屋上)



断面図





議案第10号

成田国際文化会館空調設備及び大ホール特定天井落下防止対策等改修工
事（機械設備工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

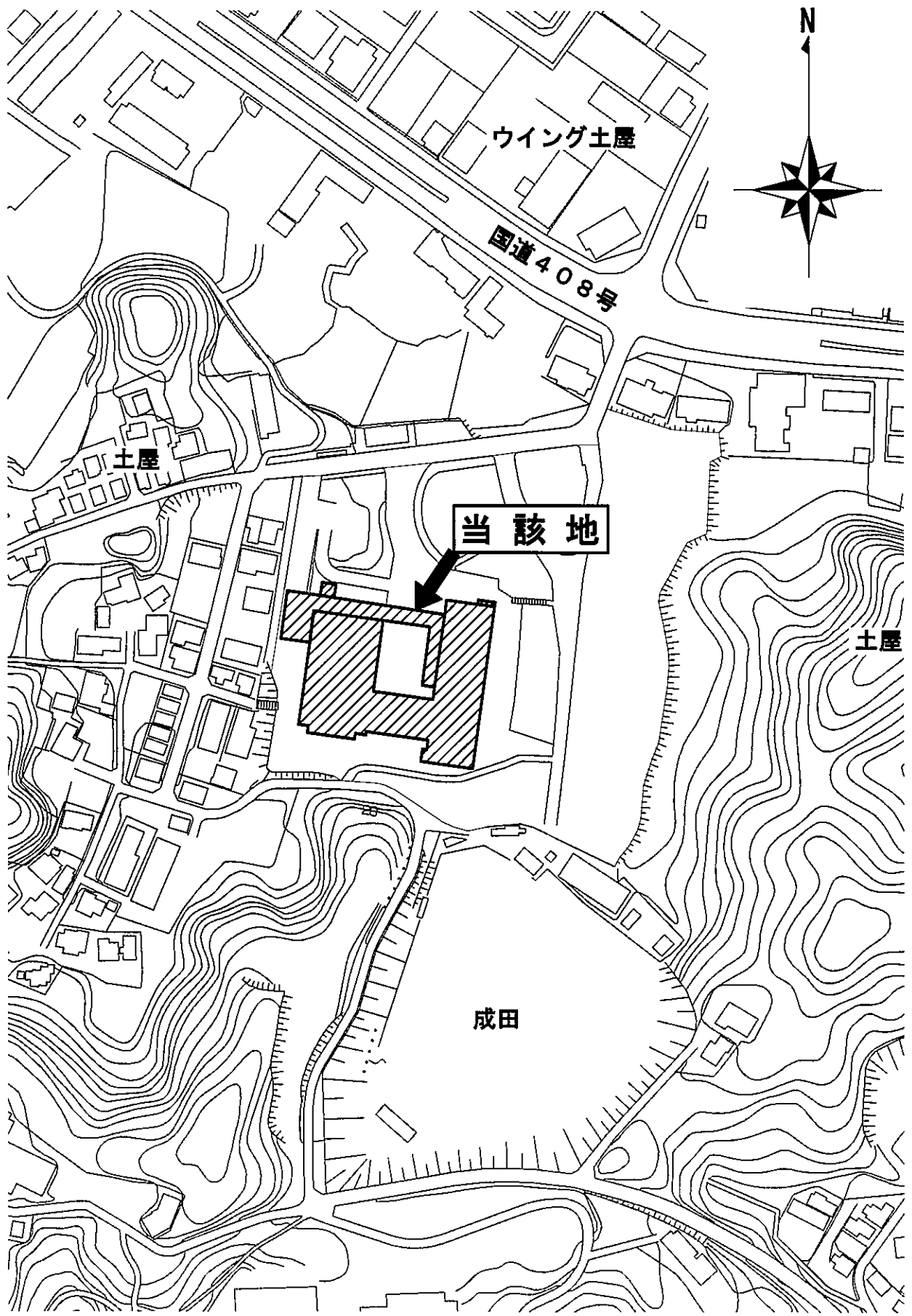
令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

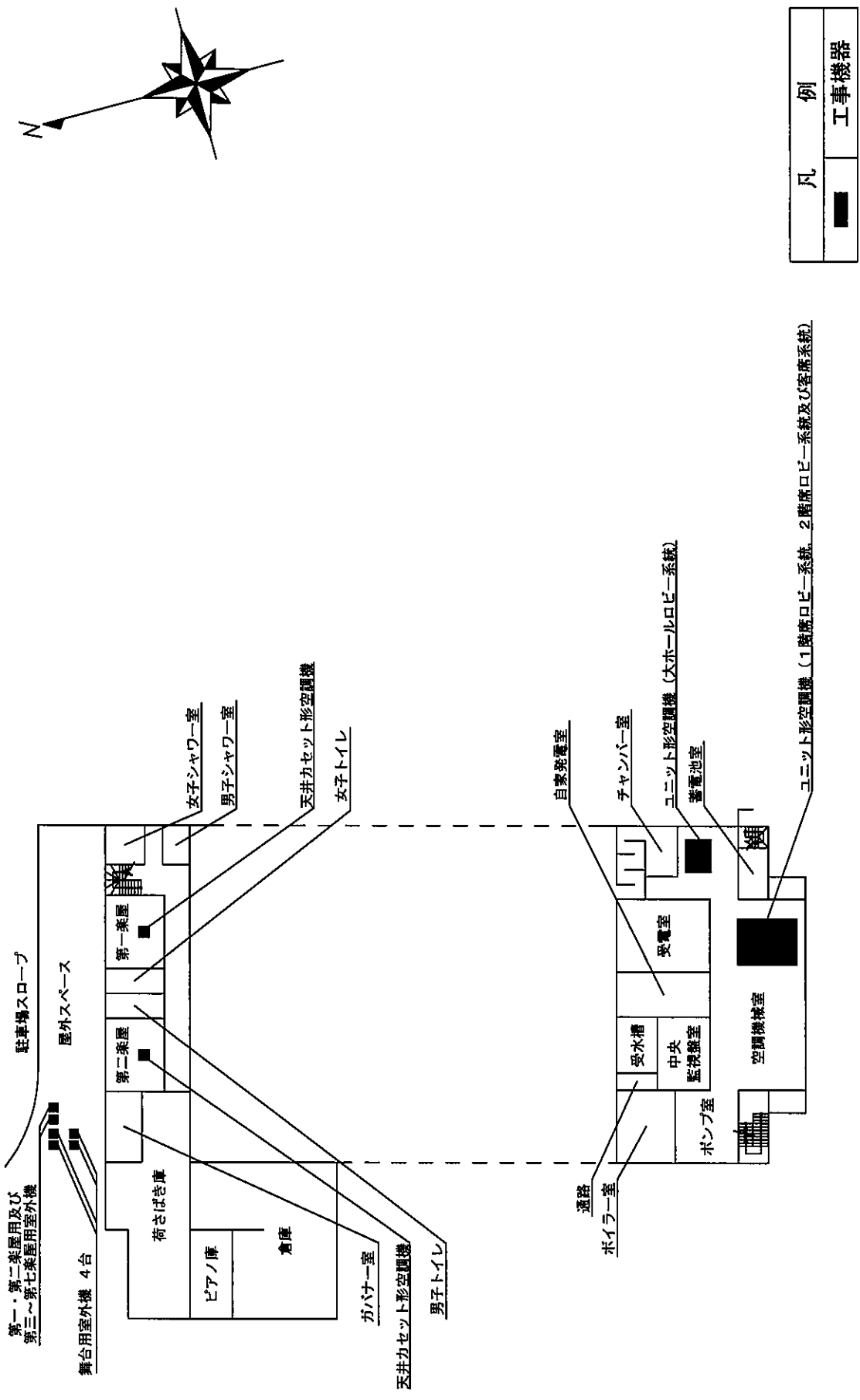
記

- 1 契約の目的 成田国際文化会館空調設備及び大ホール特定天井落下防
止対策等改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 363,000,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市東町776番地3
株式会社中央設備
代表取締役 浅 沼 博 澄

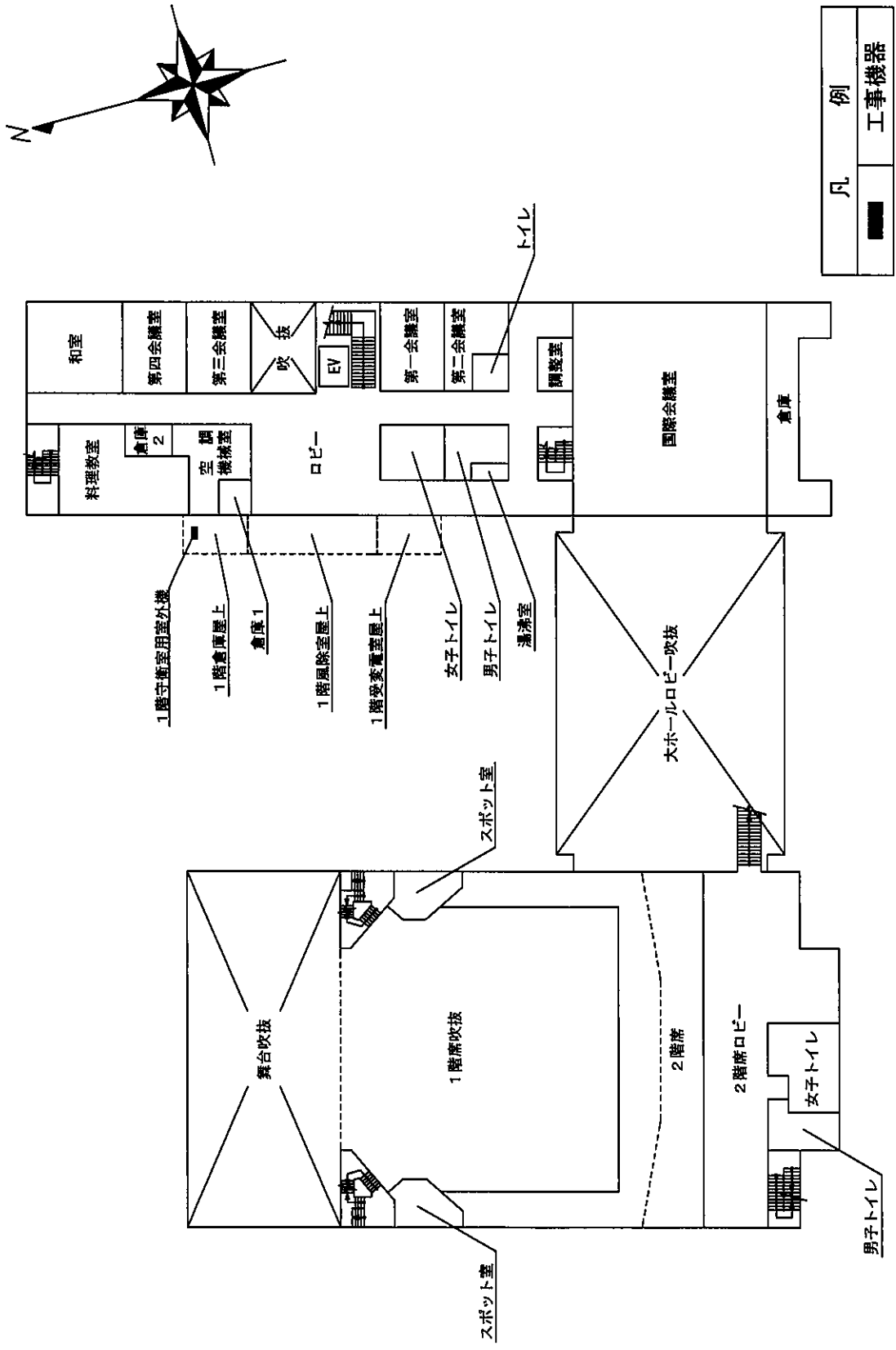
位置図



配置図(地下1階)

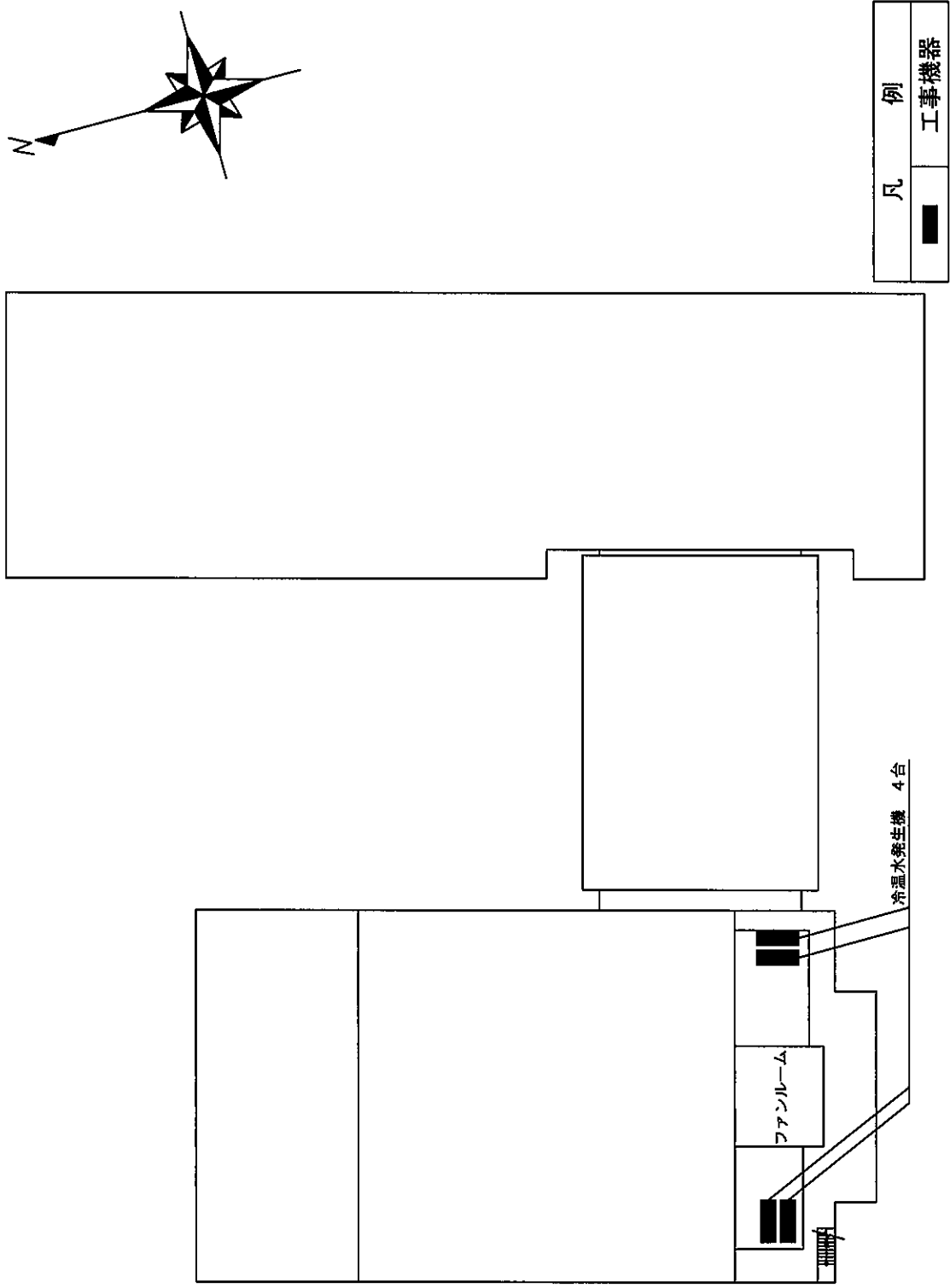


配置図(2階)



凡	例
■	工事機器

配置図(屋上)



議案第11号

成田市立中台小学校長寿命化改修工事（建築工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

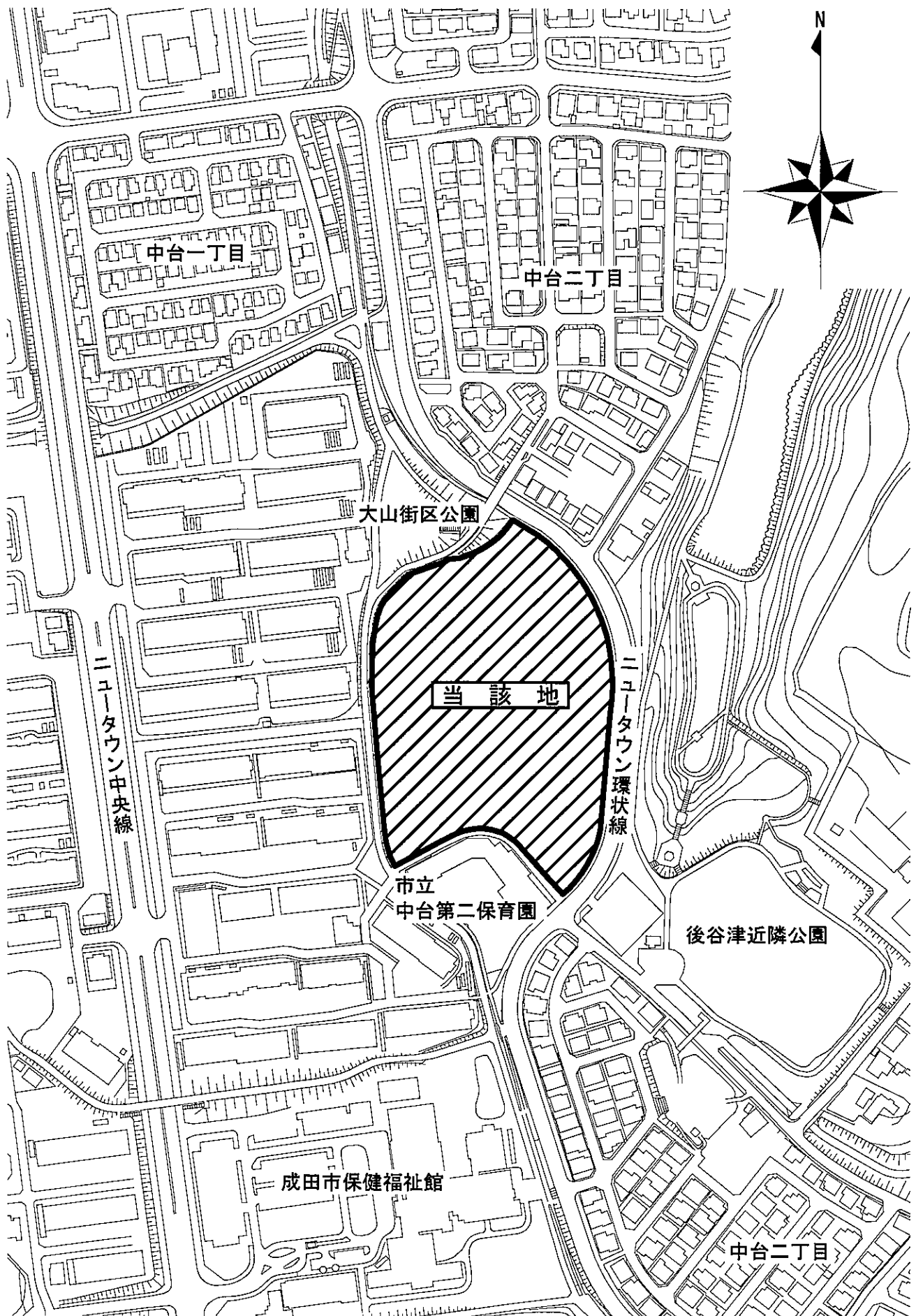
令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

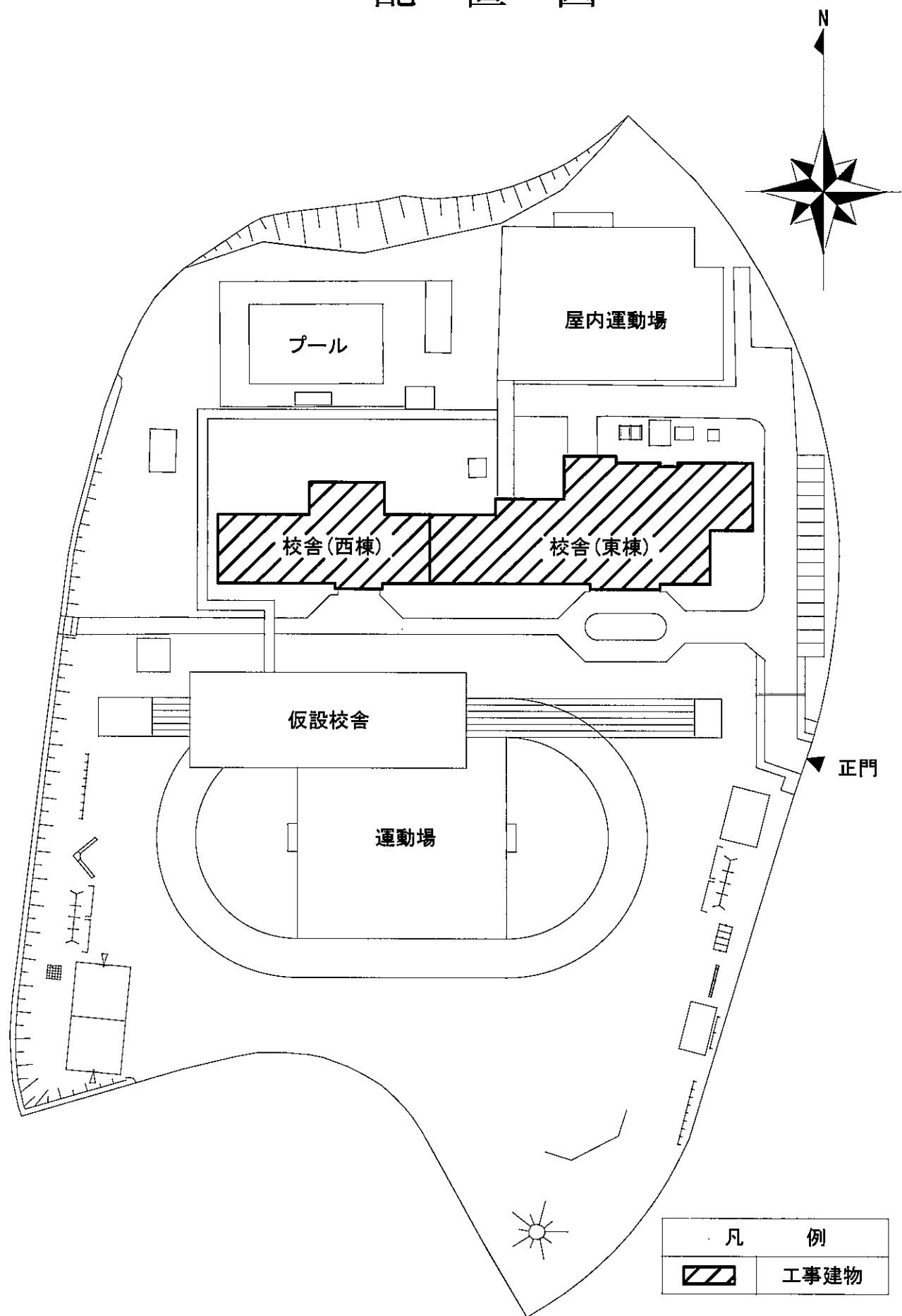
記

- 1 契約の目的 成田市立中台小学校長寿命化改修工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 693,000,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
株式会社ナリコー
代表取締役 加 瀬 敏 雄

位置図

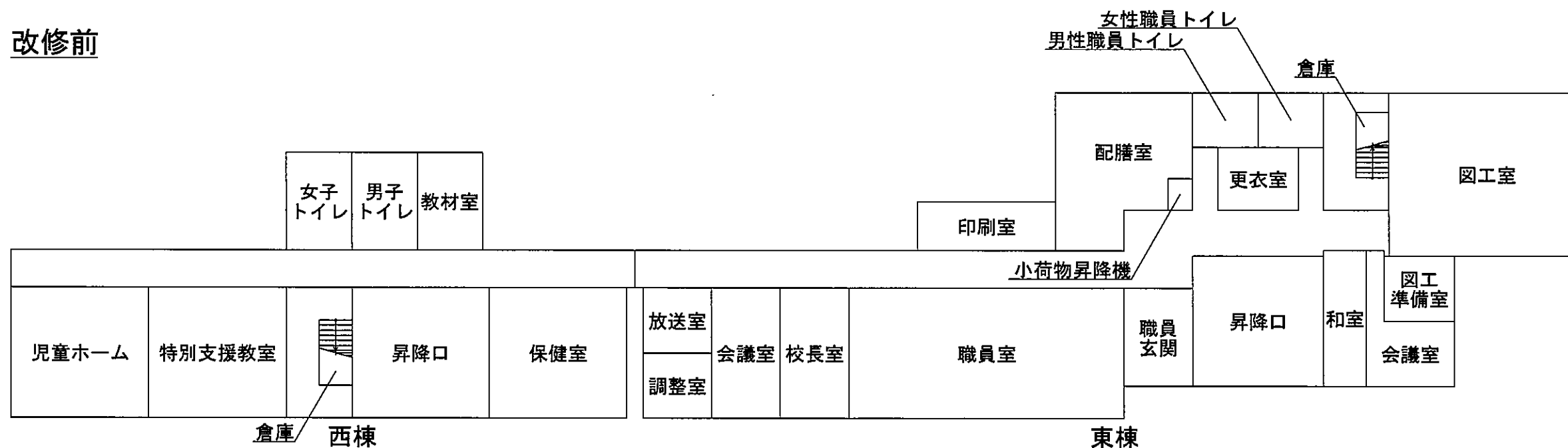


配置図

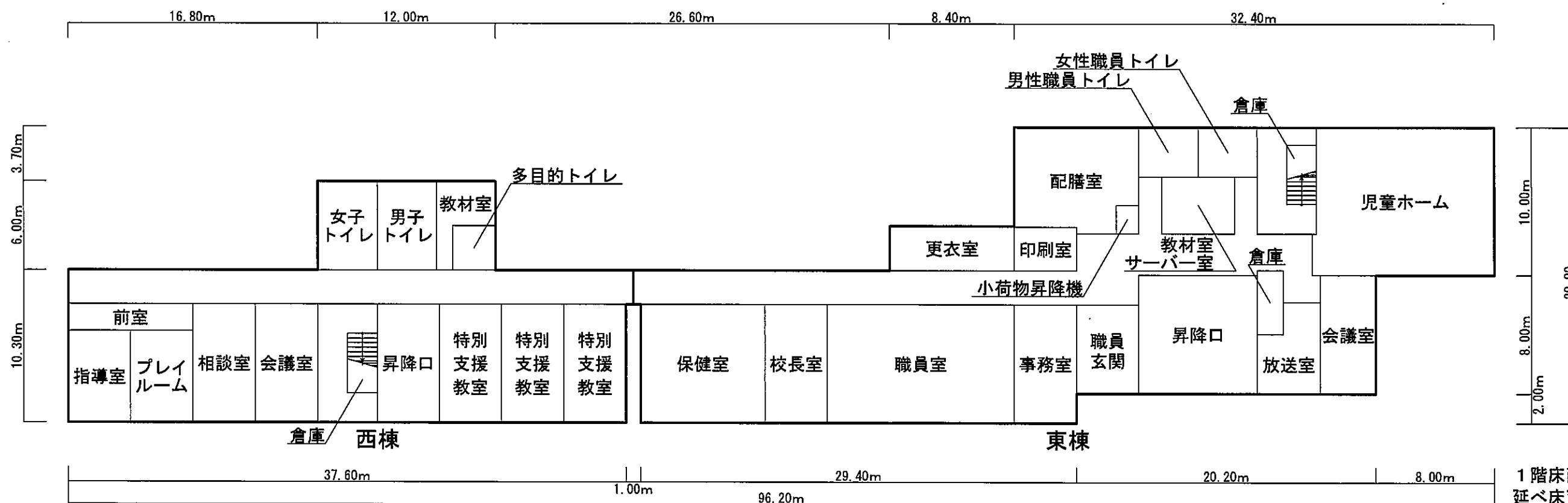


平面図(1階)

改修前



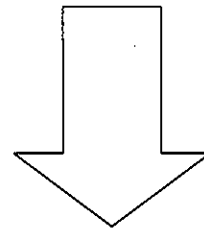
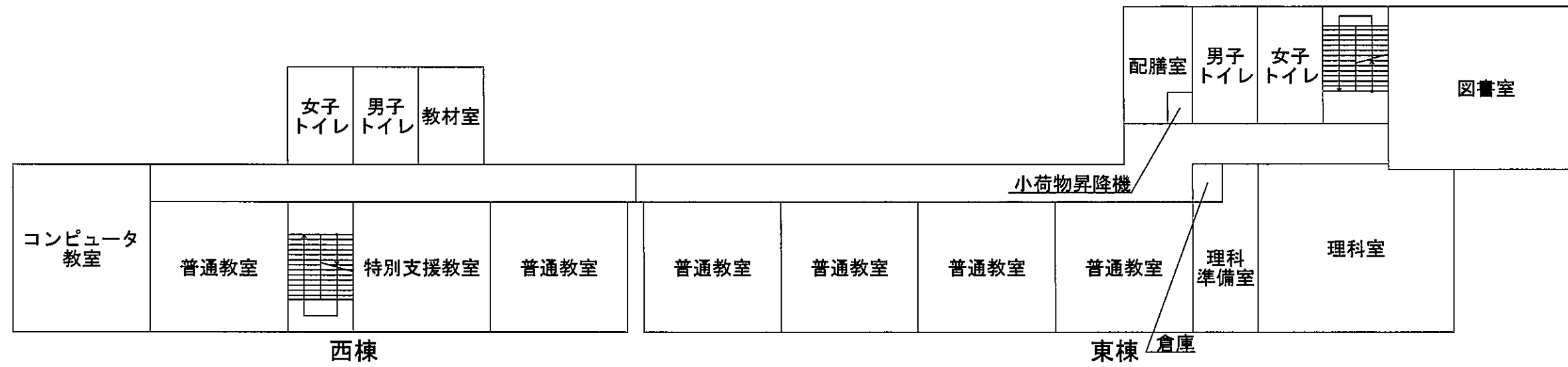
改修後



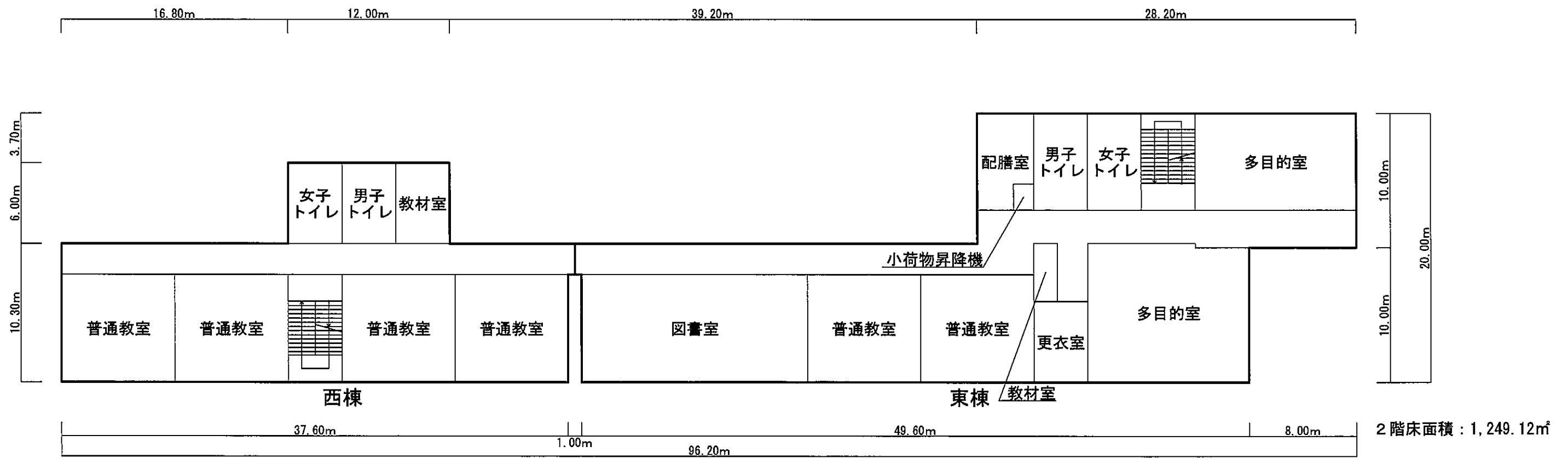
1階床面積: 1,274.66㎡
延べ床面積: 3,801.70㎡

平面図(2階)

改修前

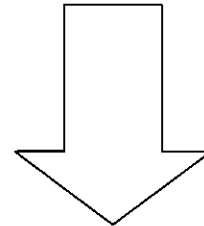
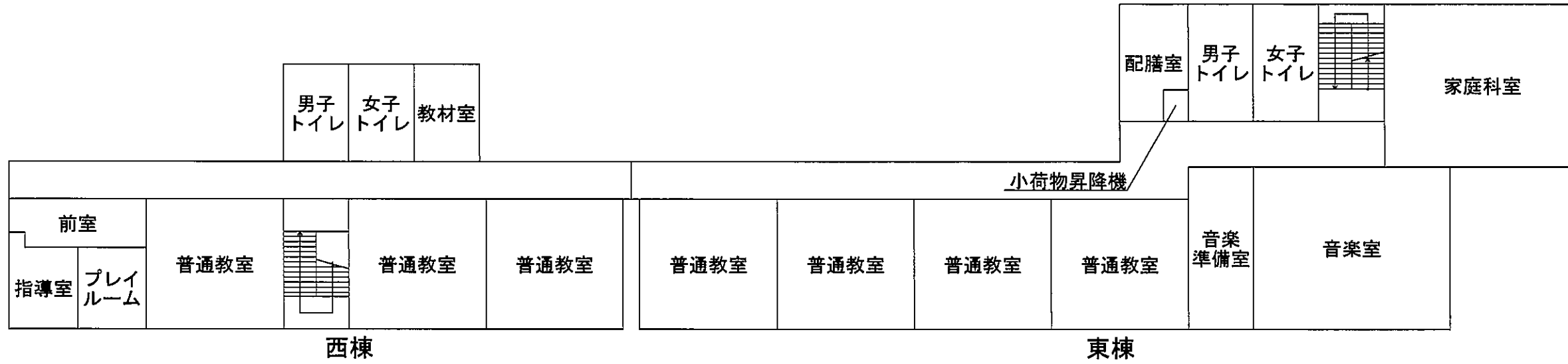


改修後

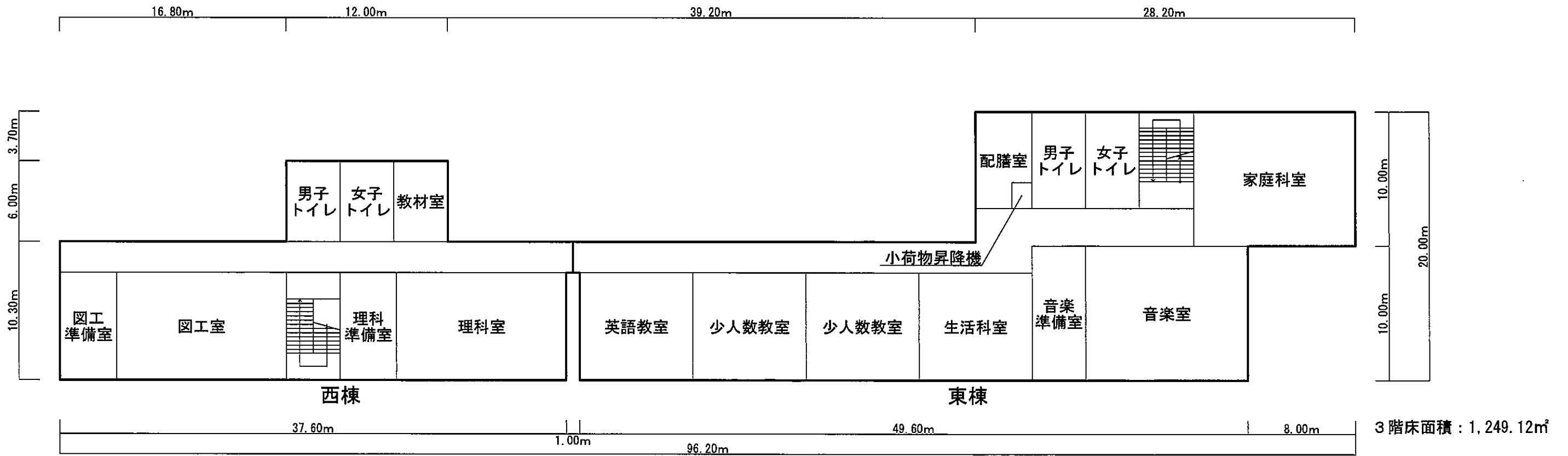


平面図(3階)

改修前



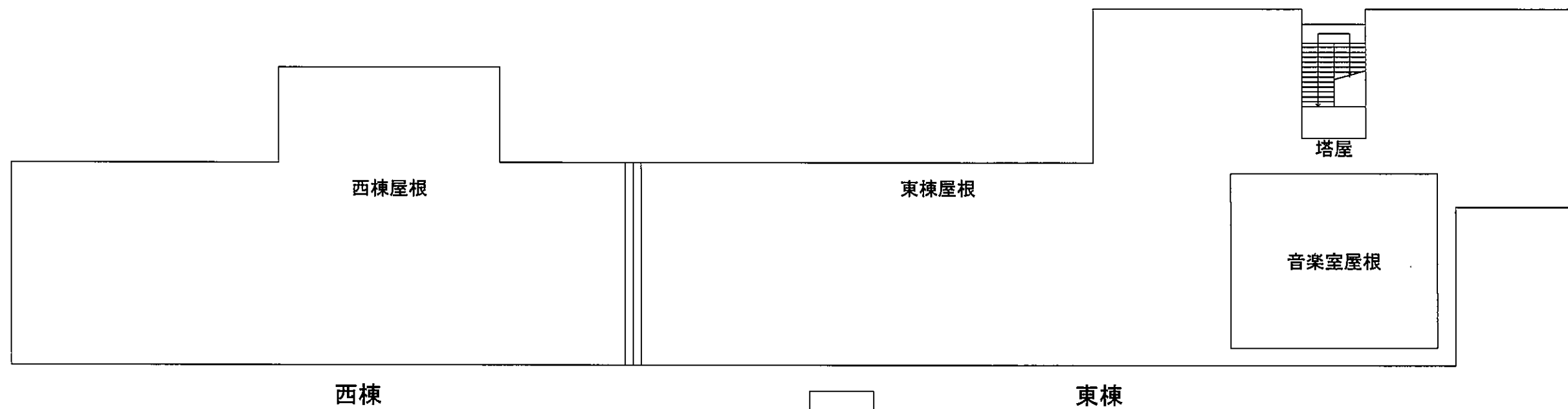
改修後



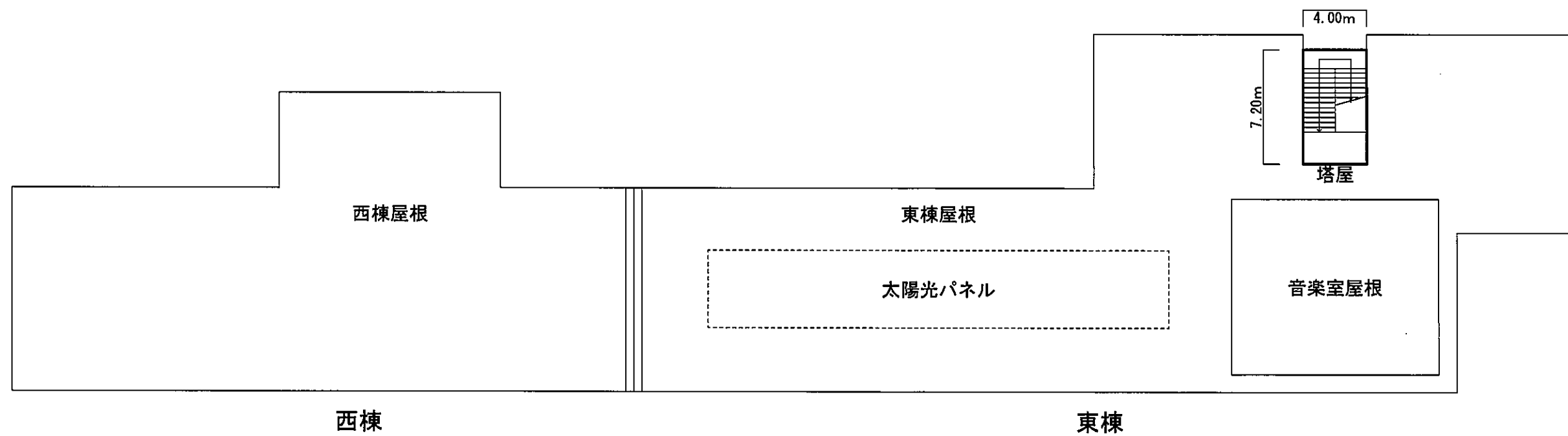
3階床面積：1,249.12㎡

平面図(屋上)

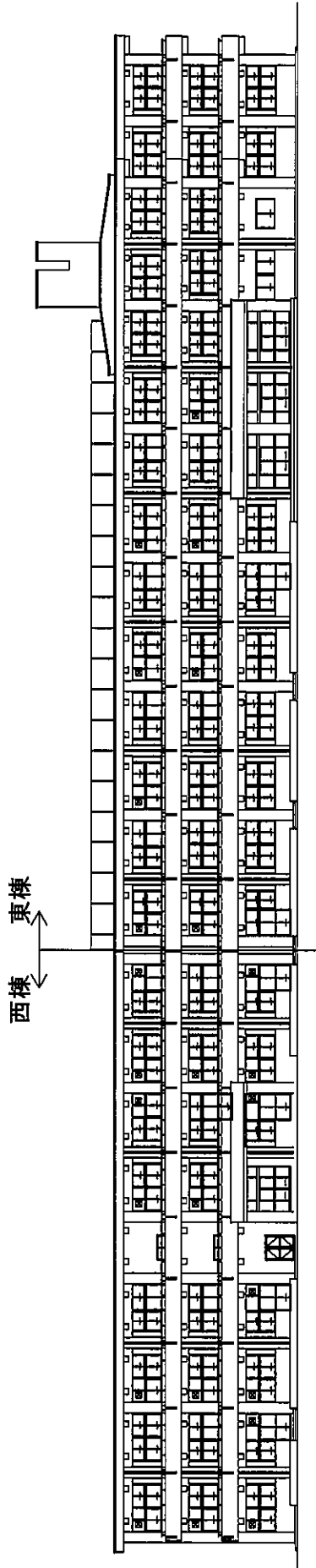
改修前



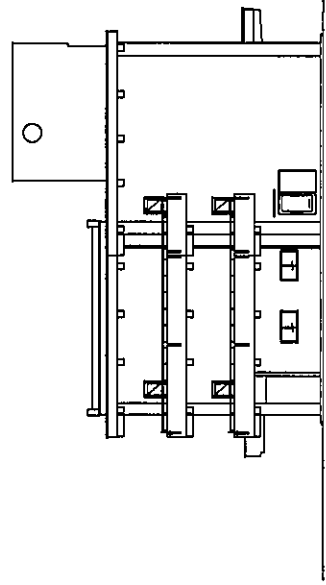
改修後



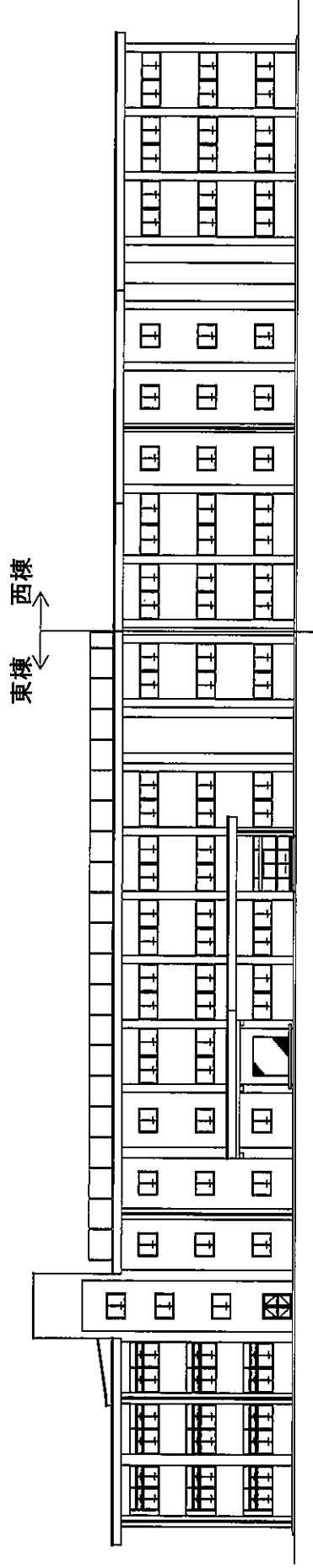
塔屋床面積 : 28.8㎡



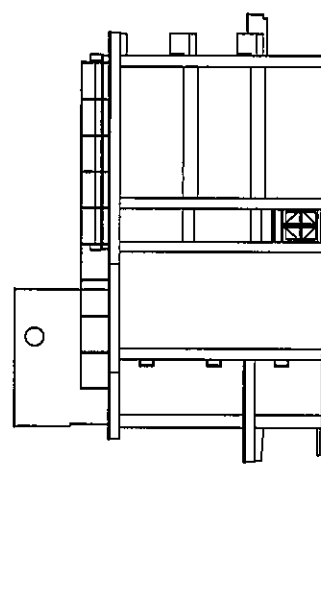
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

議案第12号

成田市立中台小学校長寿命化改修工事（電気設備工事）請負契約の締結
について

下記のとおり契約を締結する。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市立中台小学校長寿命化改修工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 192,500,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市花崎町758番地4
株式会社大英電業社
代表取締役 小 寺 眞 澄



議案第13号

成田市立中台小学校長寿命化改修工事（機械設備工事）請負契約の締結
について

下記のとおり契約を締結する。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契約の目的 成田市立中台小学校長寿命化改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 184,791,200円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地の596
株式会社サンショウ冷熱
代表取締役 相 澤 正 夫



議案第14号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車（I-B）
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 68,200,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司



議案第15号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 18,953,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 横 田 好 之



議案第16号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定する。

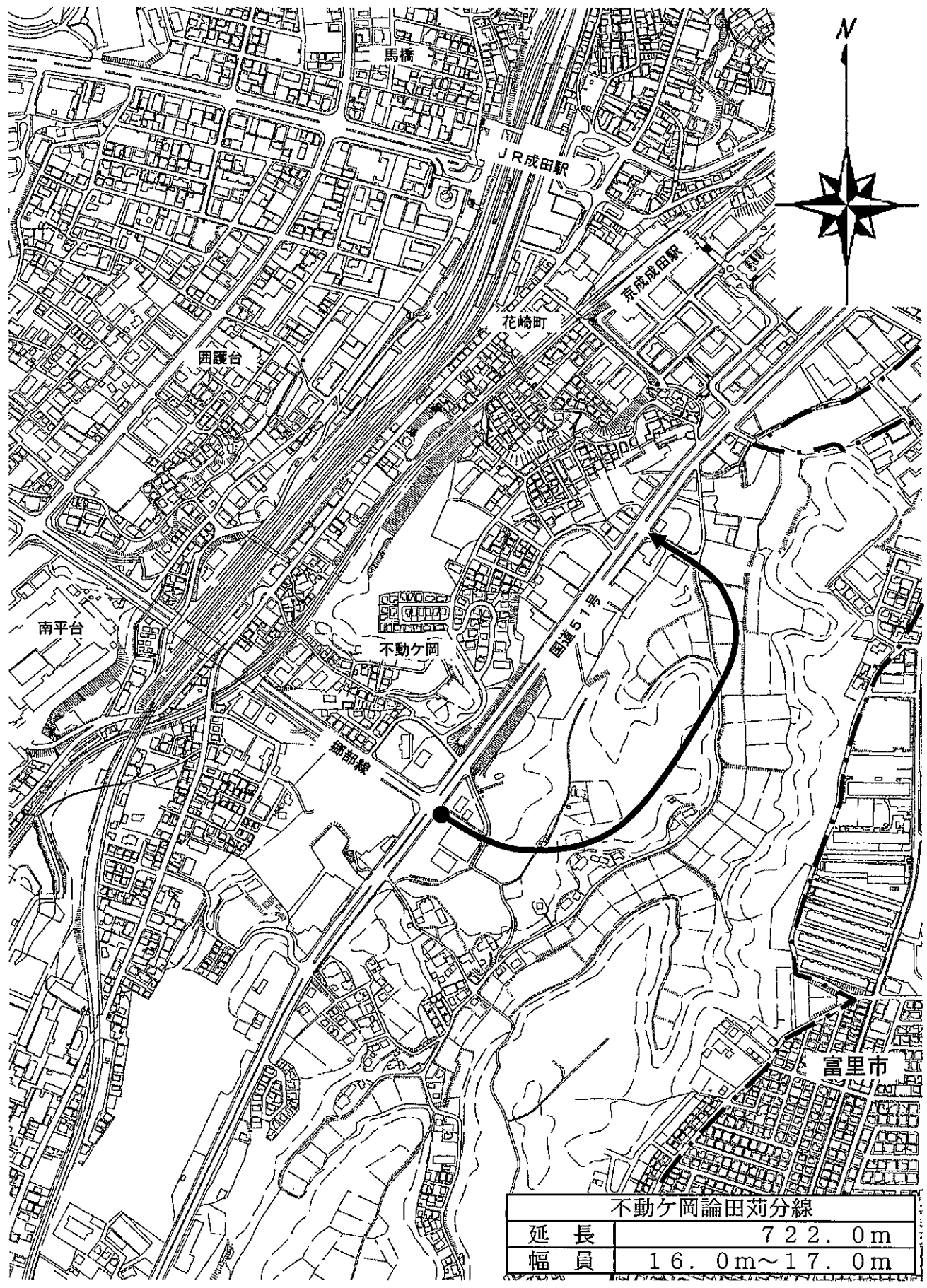
令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

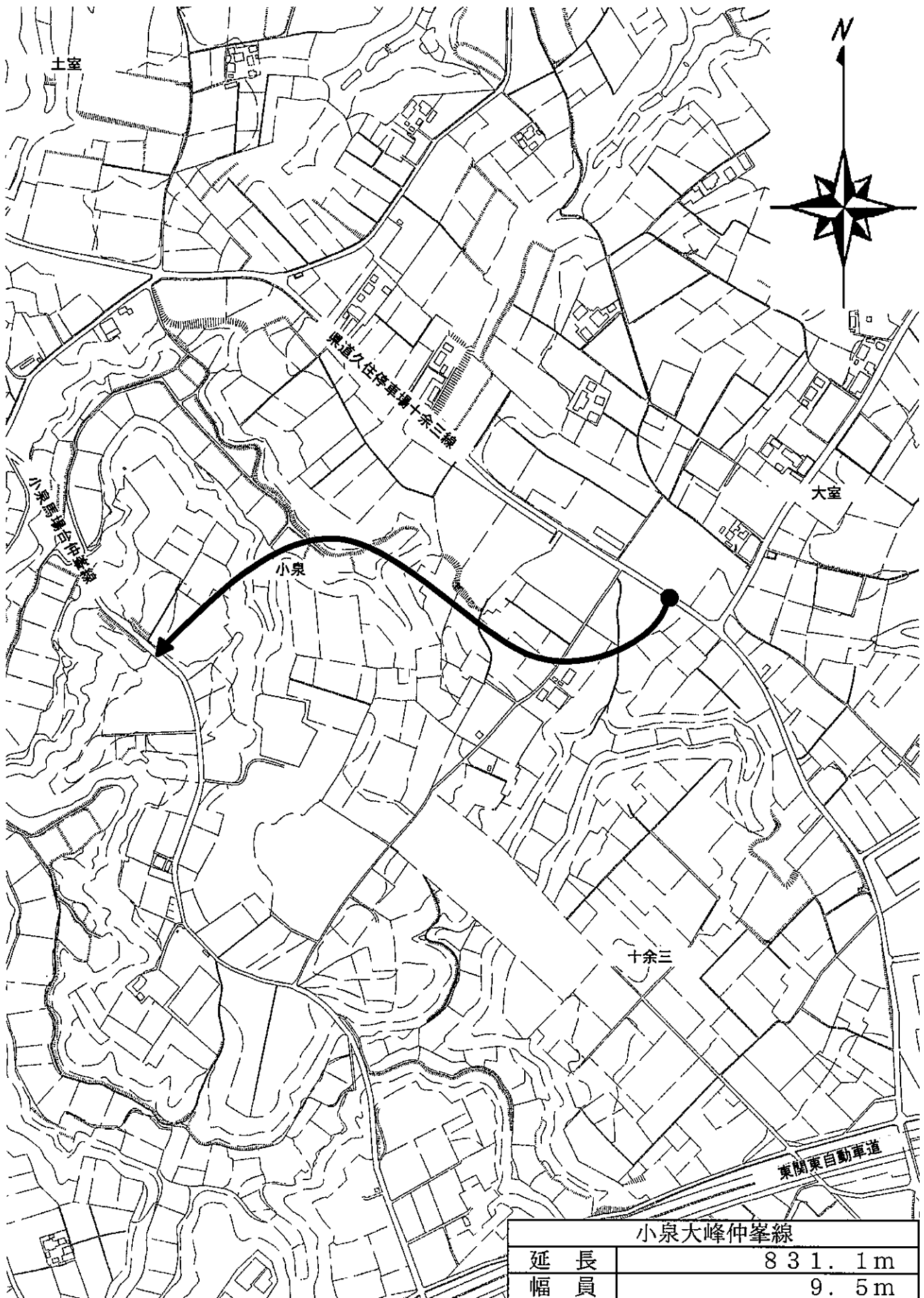
記

路 線 名	起 終 点 点	重 要 な 経 過 地
不動ヶ岡論田苜分線	成田市不動ヶ岡 成田市不動ヶ岡	成田市不動ヶ岡
小泉大峰仲峯線	成田市小泉 成田市小泉	成田市小泉
本三里塚宮下西13号線	成田市本三里塚 成田市本三里塚	成田市本三里塚

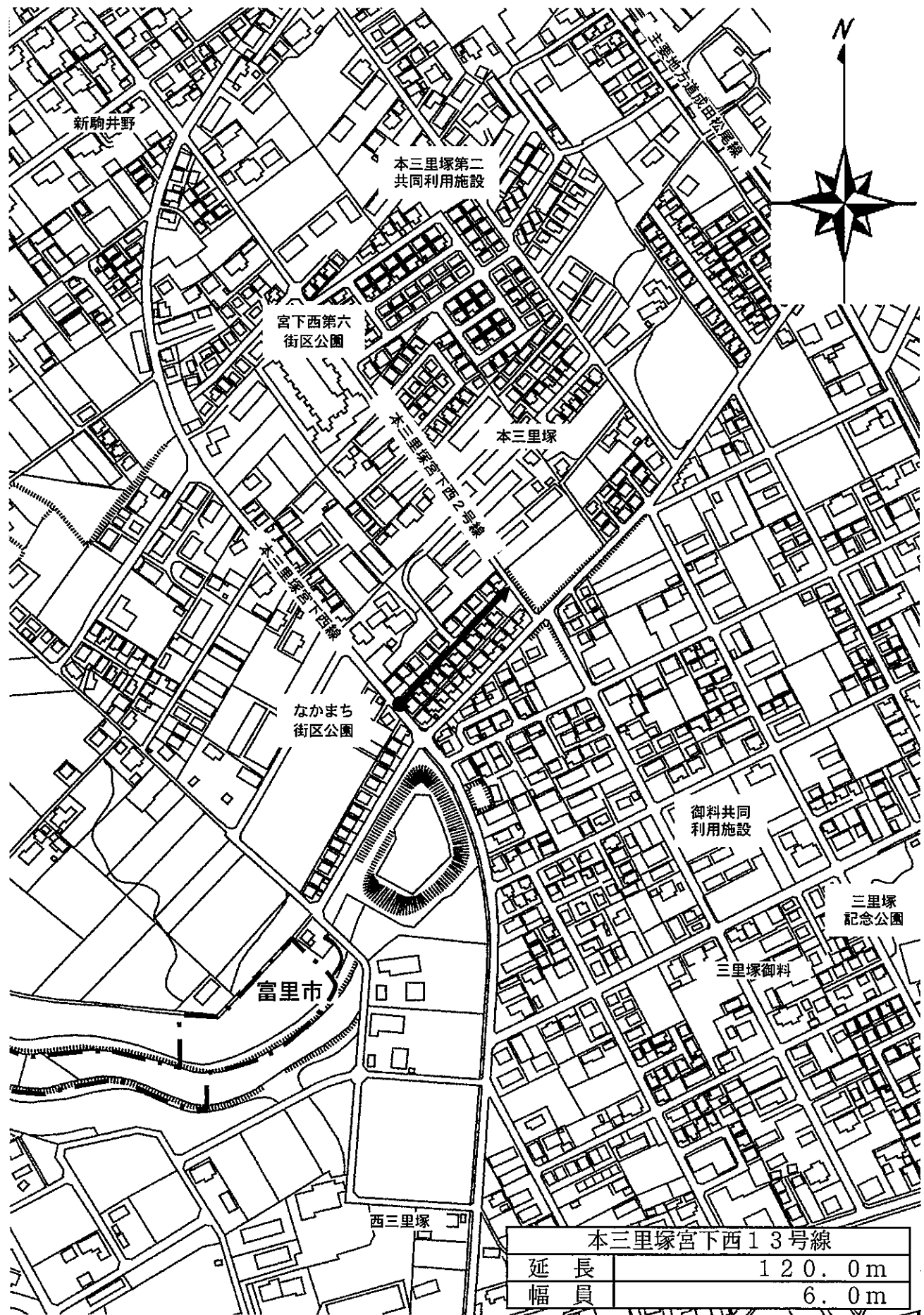
位置図



位置図



位置図



本三里塚宮下西13号線	
延長	120.0m
幅員	6.0m

議案第17号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

令和4年度成田市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分する。

令和4年5月20日

成田市長 小 泉 一 成